

板橋区職員措置請求監査結果

(自立相談支援事業等業務委託に係る契約について)

令和6年5月

板 橋 区 監 査 委 員

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

X

2 請求書の提出

令和6年3月29日（金）

3 請求の内容

請求人が提出した「板橋区職員措置請求書」及び「事実証明書」の内容は以下のとおりである。（原文のまま掲載。ただし、事実証明書の別紙は割愛。）

板橋区職員措置請求書 請求の要旨

- ・ 板橋区長に関する措置請求の要旨
- ・ 板橋区長が、令和6年年度に予定している「企業組合労協センター事業団」との「自立相談支援事業等業務委託」契約は、令和5年12月11日に決定された公募型プロポーザルによる選定にもとづくものとなる。
- ・ しかし、当該プロポーザルの結果は、その公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。
- ・ このような不当な契約は、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、当該自立相談支援事業等の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為である。
- ・ 当該自立相談支援事業等の性格上、今般プロポーザルのやり直し等は時間的

に困難であるため、区は今般プロポーザルにもとづく契約を令和6年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和7年度以降に適切な事業者を選定すべきである。

事実証明書

(自立相談支援事業の概要)

- ・板橋区の自立相談支援事業等は「募集要項」(別紙1)及び「仕様書(案)」(別紙2)で示されている事業であり、多様で専門性も要求され、その人員配置も「【参考】人員配置基準表」(別紙3)で示されているように30名を超える人員の配置を求め、3億円以上の事業規模となる板橋区にとって福祉分野の相談事業の中核をなす事業です。

(本件プロポーザルの不当性)

- ・この事業規模になったのは令和5年度からですが、令和5年度現在、この事業を受託している「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、板橋区をはじめ全国で公的受託事業における不正請求が相次ぎ、板橋区は令和5年9月26日付で同法人を9月26日から12月25日の間「指名停止」措置としました。
- ・板橋区は、自立相談支援事業等の令和6年度からの事業者を選定するあたり、9月26日付で公募型プロポーザルを実施しましたが、当然に同事業団は、応募資格を欠く状況でありましたが、12月11日に発表されたそのプロポーザルの結果では、指名停止中の「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」と一体の法人である「企業組合労協センター事業団」が選定されています。
- ・この両法人では代表者も事務所も同一であるだけでなく、構成員も一体である旨明記されていますし、板橋区の東京北部事業本部も単一の事務所とされています。
- ・「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」のホームページによれば、「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会センター事業団は、モデルとなる労働者協同組合を自分たちの手で作るべく、1987年に設立

されました。これまで「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」「みなし法人センター事業団」「企業組合法人労協センター事業団」の3つの法人を活用しながら労働者協同組合として一体的に運営してきましたが、2022年10月の労働者協同組合法の施行に伴い、段階的に3法人を一つの「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」へと移行します。2023年4月1日に特定非営利活動法人を労働者協同組合に組織変更し、翌2024年4月1日にみなし法人を統合、そして2025年4月に、企業組合法人（※別個に労協法人へ組織変更したうえで）を吸収合併する予定です。」（【組織変更のお知らせ】2023年（令和5年）4月1日、特定非営利活動法人ワーカーズコープは、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」に変わりました。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会のプレスリリース（[prtimes.jp](http://prt看mes.jp)）とあり、一体的に運営しているだけでなく1年後の統合も明記されています。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第50条には、指定の取消を受けた法人の役員がいる法人は指定できない旨明記されていますし、「介護保険法」でも同様に第70条において、指定取消しに関与した役員がいる法人は指定を受けることができない旨明記されています。これらの法では要件を満たせば法人が指定を受けることができる仕組みのため、同一人物が法人格だけ変えて申請をすることを除外する仕組みが明確になっています。
- ・公募型プロポーザルによる契約では行政側が選択権を持っているため、ここまでの明記が不用のためこうした規定がないにすぎず、このプロポーザルで、同一人物が「器」の名前だけ変えて申請することが排除されないことは、社会的常識では考えられない事態です。現に新宿区等他区では、板橋区のような事例はみられません。

（同法人の問題点）

- ・「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、昨年、38件に及ぶ請求事案を起こし、自ら第三者委員会をつくり、その「調査報告書」を12月28日に公表しています。

- それによると、不正請求は人員不足やコンプライアンス意識の欠如などと総括されていますが、その原因の分析は十分ではありません。
- 同調査報告書によると原価率73%が求められており、それを下回ると翌年度の一時金が減額される仕組みであること（P54「原価率維持のプレッシャー」）、大量の退職者が発生したにも関わらず、紹介派遣を利用すると原価率が下がるためしなかった、事業本部経費で採用費用を負担してほしい旨依頼したが、事業本部が拒否（P21）したこと、など本部が高い上納金を求めているにもかかわらず現場を支援しなかったことが原因であることが伺われます。
- 人員不足は確かに社会的現象とは言え、このような原価率を賃金に反映させる低賃金構造こそ、人員不足を加速させるものであることは明らかであり、かつ、原価率の現場への押し付けは、受託した事業の正当な実施より、本部収入の確保を優先する法人の方針に根本的な問題があります。しかも本部が現場への会計・経理事務などの支援を十分行っていないことも指摘されています。（P60）
- 同調査報告書でも、「自治体委託事業等はこのような原価率の考え方はなじまないのではないか」（P59「原価率の再検討」）と指摘しているが、同法人はこれに対して「今後検討」と実質的に解決を先送りしています。
- 同調査報告書ではさらに、「今回明らかになった不適切行為以外にも、多くの現場で、人員不足による配備不備が長期にわたって継続していること」、しかし「法人本部が、法人組織をあげて対応するという意識やそのような対策をとった形跡はみられない」と指摘しています。
- さらに労働者協同組合への出資金として、最低5万円の出資を義務付けた上に、賃金の2か月分の追加出資を求めていることも（同報告P5）、労働者側から見れば厳しく感ずるのではないのでしょうか。
- このように「人員不足」を不正の中心的原因としていますが、原価率や出資金など自ら作り出した「低賃金構造」が、人員不足の要因になっていると思われれます。
- また、同法人の賃金構造は専門資格や経験年数の評価が低く、全般的な低賃

金構造に加えて、現場における専門性の確保や経験の蓄積を困難としています。

(本件契約の重要性)

- 本件の自立相談支援事業等にかかわる契約は、前述のように板橋区の社会福祉的相談の中核をなす事業であり、さらには生活困窮者の自立支援にしてもひきこもり相談にしても情報提供にとどまらないかかわりが求められ、相談そのものの質が事業の成否に重要になる事業です。
- したがって本件事業を委託する板橋区は、その質の確保がどう可能かを慎重に検討し、かつ、委託すればそれで終わりではなく、事業の実施状況を十分に把握し、検証・評価していくことが求められます。板橋区にその評価する能力がないのなら、外部人材の活用も検討すべきでしょう。
- その上で、相談支援事業の相談の担い手に対する研修や人材育成を、板橋区がどのように支援していくかが問われます。

(よりよき契約のために)

- そもそもプロポーザル方式とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないと求められる場合に、価格だけでなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、・・・総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式」(板橋区プロポーザル方式実施要項)ものである以上、法人の実質がその判断基準になることはあきらかです。
- にもかかわらず、板橋区担当課長は「代表者や事務所が同一でも、形式的に別法人ならよい」「従事者がまったく同一でもなんら問題ない」と開き直り、プロポーザルの意義を全否定しています。
- 今回「指名停止」の事態を引き起こした法人の所作がまったく評価基準に反映せず、契約事業者として選定されるのはありえません。その「指名停止」の事態を引き起こした原因が解決されているかどうか、一定期間の実績で証明されるまでは、選定の対象にすべきでないのは、障害者総合支援法や介護保険法の趣旨を考えると当然でしょう。
- 本件契約が、12月のプロポーザル選定結果にもとづいて行われなら、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、当該自立相談支

援事業等の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為となるでしょう。

- ・したがって同プロポーザル選定結果にもとづく契約を継続して行うことを中止し、次年度以降はあらためてプロポーザルをやりなおす必要があります。令和6度の契約は限定的なものとする必要があります。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を備えていると認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、法第242条第1項に定める請求要件を備えているものと認め、監査対象とした。

2 監査対象部課

福祉部生活支援課、総務部契約管財課を監査対象部課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和6年5月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。また、新たな証拠提出として、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「ワーカーズコープ」という。）第三者委員会の令和5年12月27日付け調査報告書の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、監査対象部課職員を

立ち会わせた。

4 監査対象部課からの陳述の聴取等

令和6年4月24日に、監査対象部課から関係書類の提出を受けた。

監査対象部課は、弁明書に基づき、令和6年5月1日に陳述を行った。監査対象部課の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。請求人に対して、住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準に基づく、関係職員等の陳述に対する意見の提出は求めなかった。

第3 監査の結果

1 監査結果

本件請求については、令和6年5月10日、監査委員4名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、これを棄却する。

2 判断理由

(1) 事実関係の確認

本件請求に関し、監査対象部課の陳述聴取及び関係書類の調査の結果、次の事実を確認した。

板橋区（以下「区」という。）では、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを委託予定期間とする板橋区自立相談支援事業等業務委託契約の相手方をプロポーザル方式により選定することとし、令和5年9月15日に選定委員会を設置し、このなかで、令和5年9月25日に板橋区自立相談支援事業等業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）を策定した。

この募集要項のなかで定められた応募資格は以下のとおりである。

7 参加資格要件

(1) 以下の項目をすべて満たしている場合に参加できます。

- ① 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ③ 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- ④ 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- ⑤ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑥ 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

(2) プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に上記参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失います。また提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消します。

《以上》

令和5年9月26日から令和5年12月25日までの間、区は、ワーカーズコープに対し、指名停止の措置を行った。

令和5年10月13日から令和5年11月9日までの申込受付期間において、2者からの応募があった。

1次審査（書類審査）の結果、令和5年11月16日に2者を1次審査通過者として決定した。

2次審査（プレゼンテーション）は、令和5年12月7日に行われ、その結果、令和5年12月8日に、企業組合労協センター事業団（以下「労協センタ

一」という。)を第1位とする決定を行った。

この選定に基づき、区は、令和6年4月1日付けで、労協センターを契約の相手方として、板橋区自立相談支援事業等業務委託に係る随意契約を締結した。

(2) 監査対象部課の弁明

「弁明書」によると、請求人の請求に対する主な弁明内容は次のとおりである。

(弁明書全文については、別添とする。ただし、別紙等は除く。)

ア 弁明の趣旨

「区は今般プロポーザルにもとづく契約を令和6年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和7年度以降に適切な事業者を選定するべきである」との本件措置請求を却下又は棄却する。」との決定を求める。

イ 本件措置請求に対する認否及び弁明

(ア) 両法人の一体性について

- ・ 両法人は、「東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）」を有している。
- ・ 「東京都板橋区競争入札参加資格」の申請には、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の提出が必要となる。企業組合（労協センター）の登記等に係る法令は、中小企業等協同組合法等である。一方、労働者協同組合（ワーカーズコープ）の登記等に係る法令は、労働者協同組合法等である。
「企業組合労協センター事業団」の「会社法人等番号」は、「企業組合労協センター事業団」の「履歴事項全部証明書」の「会社法人等番号」欄に記載されており、「0133-05-000633」である。一方、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」の「会社法人等番号」は、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」の「履歴事項全部証明書」の「会社法人等番号」欄に記載されており、「0133-05-000743」であり、2つの「会社法人等番号」は異なっている。「商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的」とする「商業登記法」において、「会社法人等番号」は、「特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための

番号」すなわち、法人を識別・区別するための番号として登記簿に記録されるものであり、その「会社法人等番号」が異なる法人を、「まったく一体の法人」とする請求人の主張は適正でない。

- また、前記「東京都板橋区競争入札参加資格」の申請には、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）のみならず、法人事業税、法人税及び消費税に係る公的な納税証明書も提出が必要となる。「企業組合労協センター事業団」及び「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」が別々の法人として、各種の税を納税し未納がないことを、都税事務所長及び税務署長が証明していることから、両法人が「まったく一体の法人」とは言い難い。加えて、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）において、労協センターは設立年月日が1973年2月23日（50年以上の営業年数）であり、ワーカーズコープは設立年月日が2001年9月13日（20年以上の営業年数）であることを確認した。本「自立相談支援事業等業務委託」契約の公募型プロポーザル実施のために、急きょ法人を設立するといったことがなされたわけではない。

（イ） 選定の公平性について

- 本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募してきた事業者は労協センター（提案採用者）及びB者の2者であり、ワーカーズコープは応募していない。公募締切日（令和5年11月9日）において、区の指名停止を受けていた7事業者のうちの1事業者であるワーカーズコープと、労協センターが一体の法人であるか否かを確認しないことが、不適正な公募及び選定であるという請求人の主張は、区に対し、法令等の根拠なく、特定事業者の排除措置を請求するものであり、特定事業者の競争入札等参加機会を恣意的に奪うことにつながるものと認識しており、到底受け入れられるものではない。
- 本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募した事業者である労協センター及びB者の情報を前提とし、公募及び選定事務を行うことが、法令に基づき事務を執行する地方公共団体たる区の事務処理方法として合理的であり、公募締切日（令和5年11月9

日)において、指名停止中であった7事業者のうちの1事業者であるワーカーズコープの情報を詳細に確認したうえで、公募及び選定事務を行うべきであるという、請求人の主張は失当なものである。

- 区は、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルの実施のため、募集要項の「7 参加資格要件」にて応募資格を定めたが、これは、区の全庁的なプロポーザルの実施ルールである「板橋区プロポーザル方式実施要綱（以下「実施要綱」という。）」及び「プロポーザル方式の手引」に則り作成したものである。
- 区は、公募に応募した労協センター及びB者の2者が、公募締切日（令和5年11月9日）時点で、「東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること」を、区が管理する財務システムを用いて確認した（2者とも「7 参加資格要件」を満たしていた。）。
- 本件措置請求を受け、確認した区を含む自治体のプロポーザル実施に係る要綱等規程類は、ほぼ同様の規定ぶりとなっており、請求人が主張するような、公募型プロポーザル方式の実施に関連し、ホームページ情報等の（公的な事実証明情報ではない）参考情報をもとに「まったく一体の法人」が存在するか否かを確認したり、その一体性の認定事務を行うためのルールを定めていたりする自治体は見当たらなかった。
- 公正取引委員会が公表する、競争政策及び独占禁止法の考え方を示した「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」によると、「一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、行政機関が法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導を行うことにより公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービス向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある」とされており、区を含む行政機関は、事業者の競争を安易に、制限・阻害しないこ

とが必要である。

- ・ 本件契約に係る公募型プロポーザルにおいて、請求人が主張するようなホームページ情報等の（公的な事実証明情報ではない）参考情報をもとに「まったく一体の法人」が存在するか否かを確認したり、その一体性の認定事務を行うためのルールを定めたりすることは、イコール(=)、国の法令等や通知に基づかない事務の執行を区が行うこととなる。
- ・ 本件措置請求に応じることは、特定事業者の排除措置請求に応じることとなり、ひいては、区の公平公正な契約事務の執行体制に影響を及ぼし、特定事業者の競争入札等参加機会を恣意的に奪うことにつながる。

(ウ) 障害者総合支援法及び介護保険法の規定について

- ・ 介護保険法第70条及び障害者総合支援法第50条の規定に係る法制度は、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく指定を受ける居宅サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等に対し適用されるものであり、「介護保険法及び障害者総合支援法」の規定が、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザル方式に適用されることはない。
- ・ 請求人が主張する「公募型プロポーザルによる契約では行政側が選択権を持っているため、ここまでの明記が不用のためこうした規定がないにすぎず」については、このような解釈・運用を地方自治体が行って良いとする法令や国通知等は見当たらない。

(3) 判断

以上の事実関係の確認等に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

請求人は、「その公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。」としている。

請求人は、労協センターは、ワーカーズコープと一体であり、参加資格を認めるべきでないと主張しているものと解される。

この点、財務会計に係る規範に照らし、違法又は不当であったか検討する。

まず、本件募集要項を確認すると、「7 参加資格要件」として、(1)の①から⑥の項目が挙げられ、すべて満たしている場合に参加できることとなっている。また、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うこととなっている。

このような参加資格要件を前提として、令和5年10月13日から令和5年11月9日の公募期間に、労協センターを含む2者から応募があり、生活支援課では、11月9日の公募締切日現在、指名停止の措置を受けていないことを区の財務会計システムを用いて確認したほか、いずれも上記の参加資格要件をすべて満たしていることを確認している。また、契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったという事情も認められない。

したがって、参加資格要件の認定は募集要項に照らして適正である。

また、この参加資格要件は、区が内規として定めている、実施要綱第8条に規定される参加資格要件に、「プロポーザル方式の手引」で示された作成例の通り「提案金額が契約上限額の範囲内であること」という項目を追加したものである。選定委員会において、実施要綱等の通り定めたものと認められ、特段問題とする点はない。

請求人は、労協センターが、令和5年9月26日から令和5年12月25日まで指名停止の措置を受けているワーカーズコープと「一体である」と主張していることから、特にこの点について検討する。

両法人は、日本労働者組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団を構成する法人であり、代表者や、主たる事務所の一部の住所が同じであったこと、また将来的な統合が予定されていたことが認められる。

しかし、両法人が、あくまでも、別法人として法人格を有していることは、別々に法人登記されていることから明らかであり、それぞれ納税義務を果たしていることから、別個の東京都板橋区競争入札参加資格を認められているものであり、本件選定手続きにおいて、一体であると認定することはできない。

そうである以上、労協センターは参加資格要件を満たしており、又、契約事

務の公正の観点からも、これを排除する理由はない。

したがって、これらの点から、本件財務会計行為が違法又は不当であるということはできない。

よって、本件請求において監査対象とした事項について、「当該自立相談支援事業等の性格上、今般プロポーザルのやり直し等は時間的に困難であるため、区は今般プロポーザルにもとづく契約を令和6年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和7年度以降に適切な事業者を選定するべきである。」との請求人の主張には理由がなく、請求を棄却するのが相当である。

第4 監査委員の意見

本件措置請求に係る監査において、財務会計上の違法・不当な行為は、結果的に認められなかった。

しかし、適正な手続きを積み重ねて選定を行った場合であっても、なお、事情によっては、今回のように疑義が生じることもあり得る。

したがって、主管課においては、示された疑義については、客観的に事態の把握を行い、その参加資格の確認作業をより厳密に行うべきである。

生活支援課では、弁明のため、「東京都板橋区競争入札参加資格」に係る制度の調査を行い、登録のために必要となる履歴全部事項証明書や納税証明書の確認を行っている。主管課においては、このような事実の確認に基づいた丁寧な説明により、関係者をはじめ区民の理解を得るよう努めてほしい。

自立相談支援事業等業務委託契約に係る板橋区職員 措置請求に対する弁明書

請求人X（以下「住民監査請求人」という。）が令和6年3月29日付けで行った、令和6年3月29日受付け板橋区長に対する板橋区職員措置請求（自立相談支援事業等業務委託契約に係る板橋区職員措置請求、以下「本件措置請求」という。）につき、東京都板橋区長（以下「区長」という。）は、以下のとおり弁明する。

1 弁明の趣旨

「区は今般プロポーザルにもとづく契約を令和6年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和7年度以降に適切な事業者を選定すべきである」との本件措置請求を却下又は棄却する。」との決定を求める。

2 本件措置請求に対する認否及び弁明

(1) 「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」について

ア 「板橋区長が、令和6年年度に予定している「企業組合労協センター事業団」との「自立相談支援事業等業務委託」契約は、令和5年12月11日に決定された公募型プロポーザルによる選定にもとづくものとなる。」（原文ママ）のうち、「令和5年12月11日に決定された」については争う。

本「自立相談支援事業等業務委託」の所管課である生活支援課で、提案採用者として「企業組合労協センター事業団」（「労協センター」という。以下同じ）を選定した決定日は「令和5年12月8日」である（別紙1、「プロポーザル方式2次審査の結果通知送付について」起案文書の写し、令和5年12月11日は、2次審査参加事業者宛て結果を通知した日である。）。

イ 「公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。」
については争う。

以下①を主たる弁明として②を従たる弁明（補足の弁明内容）として、弁明する。

※以下、前記イを争うための前提として、「事実証明書」に係る内容を引用し争う部分（弁明する部分）が一部あるが、2(2)においても、改めて認否及び弁明を行うため、弁明内容が重複する場合がある。

①主たる弁明

本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募してきた事業者は「労協センター」（提案採用者）及びB者（提案不採用者のため、事業者名を非公開とする。以下同じ。）の2者であり、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」（「ワーカーズコープ」という。以下同じ。）は応募していない（別紙2、「**プロポーザル方式1次審査の結果通知送付について**」起案文書の写し）。

公募締切日（令和5年11月9日）において、板橋区（以下「区」という。）の指名停止を受けていた7事業者のうちの1事業者である（別紙3、契約管財課が発出する指名停止に係る文書）ワーカーズコープと、労協センターが一体の法人であるか否かを確認しないことが、不適正な公募及び選定であるという住民監査請求人の主張は、区に対し、法令等の根拠なく、特定事業者（本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルにおける「労協センター」を指す。以下同じ。）の排除措置を請求するものであり、特定事業者の競争入札等参加機会を恣意的に奪うことにつながるものと認識しており、到底受け入れられるものではないため、以下詳細に弁明する。

住民監査請求人は、「事実証明書」で、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募していないワーカーズコープに対する問題点を列挙するとともに、労協センターとワーカーズコープが「まったく一体」であるということを、ワーカーズコープのホームページ

ージに記載された情報などをもとに主張し、本件措置請求に係る前提条件としている。

しかしながら、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募した事業者である「労協センター」及びB者の情報を前提とし、公募及び選定事務を行うことが、法令に基づき事務を執行する地方公共団体たる区の事務処理方法として合理的であり、公募締切日（令和5年11月9日）において、指名停止中であった7事業者のうちの1事業者であるワーカーズコープの情報を詳細に確認したうえで、公募及び選定事務を行うべきであるという、住民監査請求人の主張は失当なものである（以下【指名停止】及び【公募及び選定の流れ】に沿って弁明する。）。

【指名停止】について

区は、**東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（別紙4）**に基づき「ワーカーズコープ」に対する指名停止の措置を令和5年9月26日に決定した。指名停止の期間は令和5年9月26日から令和5年12月25日までである（**別紙5**）。

指名停止措置の理由は、「ワーカーズコープ」が運営する、板橋区のあいキッズ事業において、契約上の配置基準を守っておらず、配置人員に関する虚偽報告があったためであり、法律違反ではないものの、個別契約の仕様内容に反する実態があったものである。

公募締切日（令和5年11月9日）において、指名停止期間中であった事業者の数は7事業者である（**別紙3、再掲**）。

【公募及び選定の流れ】について

別紙6「板橋区自立相談支援事業等業務委託(プロポーザル実施)に係るスケジュール」参照のこと

区は、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルの実施のため、「**板橋区自立相談支援事業等業務委託募集要項（別紙7）**」の「7 参加資格要件」にて次のとおり応募資格を定めた。

「板橋区自立相談支援事業等業務委託募集要項」は担当課である生活支援課が案を作成し、板橋区自立相談支援事業等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が決定したものである。

生活支援課は、区の全庁的なプロポーザルの実施ルールである「**板**

橋区プロポーザル方式実施要綱」(別紙8)及び「プロポーザル方式の手引」(別紙9)に則り、前記「板橋区自立相談支援事業等業務委託募集要項」の案を作成した。

7 参加資格要件 (本件措置請求に係る規定を抜粋)

(1) 以下の項目を全て満たしている場合に参加できます。

① 東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること。

② 省略

③ 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成 17 年 3 月 31 日区長決定)による指名停止を受けていないこと。

④～⑥ 省略

区は、公募に応募した「労協センター」及びB者の2者が、公募締切日(令和5年11月9日)時点で、「東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること」を、区が管理する財務システムを用いて確認した(2者とも「7 参加資格要件」の「(1) ①」の項目を満たしていた。)

また、区は、公募に応募した「労協センター」及びB者の2者が、公募締切日(令和5年11月9日)時点で、指名停止を受けていないこと(東京都内の区市町村等が共同で利用する東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者情報の一部)を、区が管理する財務システム(及び区ホームページ)を用いて確認した(2者とも「7 参加資格要件」の「(1) ③」の項目を満たしていた。)

「(1) ①～⑥」までの項目を確認のうえ、区は、「労協センター」及びB者を1次審査通過者として令和5年11月16日に決定した(別紙2、再掲)。

区は、1次審査通過者（2者）による2次審査（プレゼンテーション）を令和5年12月7日に実施した。

2次審査においては、プレゼンテーションのみならず「相談支援の実施方針及び具体的な内容」、「相談支援の専門性」、「事業実績」など（**別紙1のうち、「～2次審査結果」、再掲**）「価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから～提案を求め、総合的な見地から、～本業務の最適な事業者を選定」（**別紙10、板橋区自立相談支援事業等業務委託プロポーザル方式実施要領第1条**）するため審査を実施した。

その結果、「労協センター」の評価点が最も高かったため、提案採用者とし、B者を提案不採用者とした。

このように、**本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルにおける公募及び選定は、全庁的なルールである「板橋区プロポーザル方式実施要綱」等に則り、適正に実施したものである。**

この点、住民監査請求人は、

2ページ目「事実証明書」の「（本件プロポーザルの不当性）」中段以降で、ワークスコープのホームページ情報の一部を転記するとともに、その情報を挙証資料として、1ページ目「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」において、「指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」と断定し、続けて「みずからきめた**公募上のルールを否定する不適正な選定**であり、それにもとづく**契約は不当**と主張している。

しかし、**本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募してきた事業者である「労協センター」（提案採用者）及びB者（提案不採用者）の2者は、「板橋区自立相談支援事業等業務委託募集要項」における参加資格要件を満たしている。**

募集要項の規定については、区の全庁的なルールである「板橋区プロポーザル方式実施要綱」に則り定めたものである。

区は、本件措置請求を受け、令和6年4月10日から令和6年4月19日の間に、改めて「板橋区プロポーザル方式実施要綱」の規定を確認するとともに、板橋区を除く、ホームページ等で公表している10区のプロポ

ーザル実施に係る要綱等規程類（別紙 11）、及び人口規模が板橋区と同等以上の川崎市及び横浜市のプロポーザル実施に係る要綱等規程類（別紙 12）を確認した。

その結果、板橋区を含む、確認した自治体のプロポーザル実施に係る要綱等規程類は、ほぼ同様の規定ぶりとなっており、住民監査請求人が主張するような、公募型プロポーザル方式の実施に関連し、ホームページ情報等の（公的な事実証明情報ではない）参考情報をもとに「まったく一体の法人」が存在するか否かを確認したり、その一体性の認定事務を行うためのルールを定めていたりする自治体は見当たらない状況であった。

加えて、公正取引委員会が公表する、競争政策及び独占禁止法の考え方を示した「**地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック**」（抜粋、別紙 13）によると、

委託事業等（医療・福祉④）15 の例において「2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方」として、「一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、行政機関が法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導を行うことにより公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービス向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある」とされており、板橋区を含む行政機関は、事業者の競争を安易に、制限・阻害しないことが必要である。

このような観点から改めて、これまでの弁明内容を概括すると、

本「**自立相談支援事業等業務委託**」契約に係る公募型プロポーザルにおいて、住民監査請求人が主張するようなホームページ情報等の（公的な事実証明情報ではない）参考情報をもとに「まったく一体の法人」が存在するか否かを確認したり、その一体性の認定事務を行うためのルールを定めたりすることは、イコール（＝）、国の法令等や通知に基づかない事務の執行を区が行うこととなるものである。

本件措置請求に応じることは、特定事業者の排除措置請求に応じることとなり、ひいては、区の公平公正な契約事務の執行体制に影響を及ぼし、特定事業者の競争入札等参加機会を恣意的に奪うことにつながるものである。

以上から、住民監査請求人の主張する「公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する**不適正な選定**」(「」部分、原文ママ)は行われておらず、区は全庁的なプロポーザルの実施ルールである要綱等に則り、適正な選定を行ったものである。

従って「それにもとづく契約は不当なもので」はなく、「自立相談支援事業等業務委託」契約の締結は正当なものである。

②従たる弁明（補足の弁明内容）

前記①の主たる弁明のみで、弁明内容としては、十分なものと区は認識しているが、本件措置請求を受け、区は、改めて「東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）」の申請に必要とされる公的な証明書類を確認したため、以下弁明する。

「労協センター」及び「ワーカーズコープ」は、前記「7 参加資格要件」の「(1) ①」の「東京都板橋区競争入札参加資格」（東京都内の区市町村等が共同で利用する東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格）を有している。

「東京都板橋区競争入札参加資格」の申請には、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の提出が必要となる。企業組合（労協センター）の登記等に係る法令は、中小企業等協同組合法等であり、**別紙 14**（抜粋）のとおり規定されている。

一方、労働者協同組合（ワーカーズコープ）の登記等に係る法令は、労働者協同組合法等であり、**別紙 15**（抜粋）のとおり規定されている。

中小企業等協同組合法等及び労働者協同組合法等の両方の関係法令において、登記に係る法令として、次の商業登記法第7条及び第10条が準用されている（第1条は商業登記法の「目的」を明らかにするための参考条文）。

商業登記法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、商法（明治三十二年法律第四十八号）、会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（会社法人等番号）

第七条 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九条の三において同じ。）を記録する。

（登記事項証明書の交付等）

第十条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 及び 3 省略

「企業組合労協センター事業団」の「会社法人等番号」は、**別紙 16**
「企業組合労協センター事業団」の「履歴事項全部証明書」の「会社法人等番号」欄に記載されており、「0133-05-000633」である。

一方、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」の「会社法人等番号」は、**別紙 17**「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」の「履歴事項全部証明書」の「会社法人等番号」欄に記載されており、「0133-05-000743」であり、2つの「会社法人等番号」は異なっている。

前記「商業登記法（抜粋）」のとおり、「商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的」とする「商業登記法」において、「会社法人等番号」は、「特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号」すなわち、法人を識別・区別するための番号として登記簿に記録されるものであり、その「会社法人等番号」が異なる法人を、「まったく一体の法人」とする住民監査請求人の主張は適正でないものと認識している。

次に、前記「東京都板橋区競争入札参加資格」の申請には、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）のみならず、法人事業税、法人税及び消費税に係る公的な納税証明書も提出が必要となるため、本件措置請求を受け、確認した。

別紙 18 及び別紙 19 のとおり、「企業組合労協センター事業団」及び「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」が別々の法人として、各種の税を納税し未納がないことを、都税事務所長及び税務署長が証明していることから、両法人が「まったく一体の法人」とは言い難いものと、区は認識している。

加えて、前記の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）にて、「**労協センター**」は設立年月日が 1973 年 2 月 23 日（50 年以上の営業年数）であり、「**ワーカーズコープ**」は設立年月日が 2001 年 9 月 13 日（20 年以上の営業年数）であることを確認した。本「自立相談支援事業等業務委託」契約の公募型プロポーザル実施のために、**急きょ法人を設立するといったことがなされたわけではなく、複数年にわたる営業年数を有する法人である「労協センター」が応募してきたものである。**

以上にて、②従たる弁明を終了する。

ウ 「このような不当な契約は、第１に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、当該自立相談支援事業等の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第２に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為である。」

については争う。

前記２(１)イで弁明したとおり、本「自立相談支援事業等業務委託」契約の締結は正当なものであるため、住民監査請求人の主張する「不当な契約」にはあたらず、「当該自立相談支援事業等の質の確保に重大な損害を生じさせる」ものではなく、「将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある」ものではない。

エ 「当該自立相談支援事業等の性格上、今般プロポーザルのやり直し等は時間的に困難であるため、区は今般プロポーザルにもとづく契約を令和６年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和７年度以降に適切な事業者を選定すべきである。」

については争う。

前記２(１)イで弁明したとおり、区は適正な選定を行ったものであり、本「自立相談支援事業等業務委託」契約の締結は正当なものであるため、住民監査請求人の主張する「今般プロポーザルにもとづく契約を令和６年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和７年度以降に適切な事業者を選定する」必要はない。

オ その余は不知。

(2) 「事実証明書」の「(自立相談支援事業等の概要)」について

住民監査請求人は、自立相談支援事業等の概要を記載している。

しかし、「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」において、住民監査請求人が主張する「公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。」の事実証明に係る内容でないため、不知。

(3) 「事実証明書」の「(本件プロポーザルの不当性)」について

ア 「この事業規模になったのは令和5年度からですが、令和5年度現在、この事業を受託している「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、板橋区をはじめ全国で公的受託事業における不正請求が相次ぎ、板橋区は令和5年9月26日付で同法人を9月26日から12月25日の間「指名停止」措置としました。」のうち、「板橋区は令和5年9月26日付で同法人を9月26日から12月25日の間「指名停止」措置としました。」については認める。その余は不知。

イ 「板橋区は、自立相談支援事業等の令和6年度からの事業者を選定するあたり、9月26日付で公募型プロポーザルを実施しましたが、当然に同事業団は、応募資格を欠く状況でありましたが、12月11日に発表されたそのプロポーザルの結果では、指名停止中の「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」と一体の法人である「企業組合労協センター事業団」が選定されています。

この両法人では代表者も事務所も同一であるだけでなく、構成員も一体である旨明記されていますし、板橋区の東京北部事業本部も単一の事務所とされています。

「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」のホームページによれば、

「**日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会センター事業団**は、モデルとなる労働者協同組合を自分たちの手で作るべく、1987年に設立されました。これまで「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」「みなし法人センター事業団」「企業組合法人労協センター事業団」の3つの法人を活用しながら労働者協同組合として一体的に運営してきました

が、2022 年 10 月の労働者協同組合法の施行に伴い、段階的に 3 法人を一つの「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」へと移行します。2023 年 4 月 1 日に特定非営利活動法人を労働者協同組合に組織変更し、翌 2024 年 4 月 1 日にみなし法人を統合、そして 2025 年 4 月に、企業組合法人（※別個に労協法人へ組織変更したうえで）を吸収合併する予定です。」（【組織変更のお知らせ】2023 年(令和 5 年)4 月 1 日、特定非営利活動法人ワーカーズコープは、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」に変わりました。 | 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会のプレスリリース(prtimes.jp))とあり、一体的に運営しているだけでなく、1 年後の統合も明記されています。」

については争う。

住民監査請求人は「ワーカーズコープ」が公募型プロポーザルの募集開始前である令和 5 年 4 月 1 日付けで発出した、ホームページ上に掲載されている「お知らせ」の「【プレスリリース】組織変更のお知らせ - 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日、特定非営利活動法人ワーカーズコープは、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」に変わりました。」（**別紙 20**）の内容の一部を「事実証明書」に転記しているものと認識している。

そして、その「ワーカーズコープ」のホームページの記載事項をもとに、「一体的に運営しているだけではなく、1 年後の統合も明記」されていることが、「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」において、住民監査請求人が主張する「公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定」であることの事実の証明であるとしている。

しかし、「ワーカーズコープ」のホームページの記載内容は、当然「ワーカーズコープ」が管理し内容を変更できる（＝固定化された情報ではない）ものである。

公的な文書・情報でなく、参考情報であるホームページに『「一体的に運営しているだけではなく、1 年後の統合も明記」されていること』がイコール（＝）住民監査請求人が主張する「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」に記載された「まったく一体の法人」であることを

事実証明するものではない。

次に、住民監査請求人が転記しているプレスリリースの文言のみでは「労協センター」、「ワーカーズコープ」及び「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会センター事業団」(11～12 ページ、住民監査請求人が転記した部分のうち、区がゴシック体としている部分参照、「連合会」という。以下同じ。)等の関係性が不明確なため、次のとおり図示する。

図 (公募締切日時点の情報や「ワーカーズコープ」のホームページ情報等をもとに作成)

	連合会		
法人格	労働者協同組合	企業組合	人格なき社團
名称	ワーカーズコープ	労協センター	センター事業団
設立年月日	2001 年 9 月 13 日	1973 年2月 23 日	1987 年 12 月 13 日
主な業務内容	子育て事業・自立就労相談支援・公共施設管理運営等	高齢・障害・生活支援関連等	建物総合管理・緑化・物流等
公募締切日～契約締結日までの間に区の指名停止を受けていない	×	○	
本公募に応募した事業者	×	○	
備考	あいキッズ事業受託事業者	本「自立相談支援事業等業務委託」契約の受託事業者(令和6年4月～)	2024 年 4 月 1 日にワーカーズコープに統合された

図のとおり、「ワーカーズコープ」と「労協センター」は別の法人格である。

また、住民監査請求人の引用部分(11～12 ページ、ゴシック体)でも

「3つの法人」と記載されている。加えて、住民監査請求人が「事実証明書」に記載する「1年後の統合も明記」の前段（11～12 ページ、区がゴシック体とした）では、「段階的に 3 法人を～移行～する予定です。」と記載されており、あくまで、令和5年4月1日にプレスリリースされた令和7年4月以降の将来の見込みを示したものである。将来、吸収合併される可能性があることをもって、現時点で「まったく一体の法人」であることの、事実証明とすることはできない。

なお、本「自立相談支援事業等業務委託」契約の締結日である令和6年4月1日時点では、当然、統合されておらず、加えて、本件措置請求を受け、区が令和6年4月10日に、契約の相手方「労協センター」の責任者（板橋支店長）に、2025年4月に「ワーカーズコープ」に吸収合併される予定であるか否かを確認したところ、「労協センターの理事会にて、2025年4月の統合については見送りとなった。」旨の回答を得ていることを付言する。

以上弁明を整理すると、

①住民監査請求人の引用するプレスリリース及び「ワーカーズコープ」のホームページ情報においても、「労協センター」と「ワーカーズコープ」は別の法人として記載されていること

②将来、吸収合併される可能性があることをもって、現時点で「まったく一体の法人」であることの、事実証明とすることはできないこと

の2点から鑑み、住民監査請求人が主張する「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」に記載された「まったく一体の法人」であることの事実を証明するものではない。

ウ 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第50条には、指定の取消を受けた法人の役員がいる法人は指定できない旨明記されていますし、「介護保険法」でも同様に第70条において、指定取消しに関与した役員がいる法人は指定を受けることができない旨明記されています。これらの法では要件を満たせば法人が指定を受けることができる仕組みのため、同一人物が法人格だけ変えて申請をすることを除外する仕組みが明確になっています。

公募型プロポーザルによる契約では行政側が選択権を持っているため、ここまでの明記が不用のためこうした規定がないにすぎず、このプロポーザルで、同一人物が「器」の名前だけ変えて申請することが排除されないことは、社会的常識では考えられない事態です。」

については争う。

介護保険法第 70 条及び障害者総合支援法第 50 条の規定に係る法制度は、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく指定を受ける居宅サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等に対し適用されるものであると認識している。

しかしながら、**本「自立相談支援事業等業務委託」は、「生活困窮者自立支援法」に規定された業務等の「委託」であって、「介護保険法及び障害者総合支援法」に基づく「事業者の指定」を行うものではないため、「介護保険法及び障害者総合支援法」の規定が、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザル方式に適用されることは、ないものと認識している。**

次に、住民監査請求人が主張する「公募型プロポーザルによる契約では行政側が選択権を持っているため、ここまでの明記が不用のためこうした規定がないにすぎず、」については、このような解釈・運用を地方自治体が行って良いとする法令や国通知等は見当たらないため、住民監査請求人の私見であると認識している。

さらに、住民監査請求人が主張する「このプロポーザルで、同一人物が「器」の名前だけ変えて申請することが排除されないことは、社会的常識では考えられない事態です。」については、住民監査請求人の私見であると認識している。

区が、契約事務関係法令の根拠なく、特定の事業者を「排除」することは、区の公平公正な契約事務の執行体制に影響を及ぼし、事業者の競争入札等参加機会を恣意的に奪うことにつながるものである。

法令等の根拠なく、住民監査請求人の私見に従い、事務を執行していくことは、地方自治体として是認できるものではない。

エ 「現に新宿区等他区では、板橋区のような事例はみられません。」
については争う。

「現に新宿区等他区では、板橋区のような事例」が指し示す内容が不明確であり、また、「事例はみられません。」という主張に係る挙証資料がないため、住民監査請求人の私見であると認識している。

(4) 「事実証明書」の「(同法人の問題点)」について

住民監査請求人は「ワーカーズコープ」の問題点を記載している。

しかし、「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」において、住民監査請求人が主張する「公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。」の事実証明に係る内容でないため、不知。

(5) 「事実証明書」の「(本件契約の重要性)」について

住民監査請求人は「自立相談支援事業等にかかわる契約」について、個人的な考えに基づき、本件契約の重要性を記載している。

しかし、「板橋区職員措置請求書」の「1 請求の要旨」において、住民監査請求人が主張する「公募要項において、指名停止を受けていて応募資格がない「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」とまったく一体の法人である「企業組合労協センター事業団」を選定するもので、みずからきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。」の事実証明に係る内容でないため、不知。

(6) 「事実証明書」の「(よりよき契約のために)」について

ア 「そもそもプロポーザル方式とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないと求められる場合に、価格だけでなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、・・・・総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式」(板橋区プロポーザル方式実施要項)ものである以上、法人の実質がその判断基準になることはあきらかです。」(原文ママ)のうち、「プロポーザル方式とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないと求められる場合に、価格だけでなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、・・・・総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式」の部分については認め、「法人の実質がその判断基準になることはあきらかです。」

については争う。

前記 2(1)イで弁明したとおり、

区は、1次審査通過者（2者）による2次審査（プレゼンテーション）を令和5年12月7日に実施した。

2次審査においては、プレゼンテーションのみならず「相談支援の実施方針及び具体的な内容」、「相談支援の専門性」、「事業実績」など（別紙1のうち、「～2次審査結果」、再掲）「価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから～提案を求め、総合的な見地から、～本業務の最適な事業者を選定」（別紙10、再掲、板橋区自立相談支援事業等業務委託プロポーザル方式実施要領第1条）するため審査を実施した。

その結果、「労協センター」の評価点が最も高かったため、提案採用者とし、B者を提案不採用者とした。

このように、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルにおける公募及び選定は、全庁的なルールである「板橋区プロポーザル方式実施要綱」等に則り、適正に実施したものである。

これに対し、住民監査請求人は「法人の実質がその判断基準になることはあきらかです。」と主張するが、「法人の実質」が指し示す内容が不明確であり、また、「判断基準になることがあきらかです。」という主張に係る挙証資料が無いため、住民監査請求人の私見であると認識している。

その余は、不知。

イ 「にもかかわらず、板橋区担当課長は「代表者や事務所が同一でも、形式的に別法人ならよい」「従事者がまったく同一でもなんら問題ない」と開き直り、プロポーザルの意義を全否定しています。」
については争う。

住民監査請求人の本主張部分については、令和6年1月10日に、住民監査請求人及び住民監査請求人の関係者2名（計3名）からの求めに応じ、担当課長である生活支援課長、自立支援係長及びひきこもり対策担当係長の3名が、区本庁舎会議室で面談したときの発言に係るものと認識している。

面談において、担当課長である生活支援課長は、法的な合理的・客観

的判断に基づく公募に係る事務処理等の対応が適切であったことを、住民監査請求人等に対し述べたにすぎず、住民監査請求人が記載するような「開き直り、プロポーザルの意義を全否定」したものではないと認識している。

なお、面談において、住民監査請求人は、担当課長である生活支援課長に対し、「労協センターの排除とプロポーザルをやり直すべき。」「私は区のためを思って言っている。」「今なら大ごとにはしないぞ。」「我々の意見が通らないのであれば、議員・マスコミにこのことを知らせる。そうすれば担当課への影響も大きいのでは。」「訴訟も辞さない。」などといった、発言があったものと認識している。

ウ 「今回「指名停止」の事態を引き起こした法人の所作がまったく評価基準に反映せず、契約事業者として選定されるのはありえません。その「指名停止」の事態を引き起こした原因が解決されているかどうか、一定期間の実績で証明されるまでは、選定の対象にすべきでないのは、障害者総合支援法や介護保険法の趣旨を考えると当然でしょう。」については争う。

前記2(1)イで述べたとおり、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポーザルに応募してきた団体は、「労協センター」とB者の2者であり、「指名停止」の事態を引き起こした法人」と住民監査請求人が主張する「ワーカーズコープ」は応募していない。

また、「所作がまったく評価基準に反映せず、契約事業者として選定されるのはありえません。」については、住民監査請求人の私見であると認識している。

さらに、「指名停止」の事態を引き起こした原因が解決されているかどうか、一定期間の実績で証明されるまでは、選定の対象にすべきでないのは、障害者総合支援法や介護保険法の趣旨を考えると当然でしょう。」については、

前記2(3)ウで弁明したとおり、

本「自立相談支援事業等業務委託」は、「生活困窮者自立支援法」に規定された業務の「委託」であって、「介護保険法及び障害者総合支援法」に基づく「事業者の指定」を行うものではないため、「介護保険法及び障害者総合支援法」の規定が、本「自立相談支援事業等業務委託」契約に係る公募型プロポー

ザル方式に適用されることは、ないものと認識しているところであり、そのような状況においても、なお、住民監査請求人が「指名停止」の事態を引き起こした原因が解決されているかどうか、一定期間の実績で証明されるまでは、選定の対象にすべきでないのは、障害者総合支援法や介護保険法の趣旨を考えると当然でしょう。」と考えるのは、住民監査請求人の私見であると認識している。

エ 「本件契約が、12月のプロポーザル選定結果にもとづいて行われな
ら、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、
当該自立相談支援事業等の質の確保に重大な損害を生じさせるもので
あり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている
「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将
来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為となるでしょう。

したがって同プロポーザル選定結果にもとづく契約を継続して行うこ
とを中止し、次年度以降はあらためてプロポーザルをやりなおす必要が
あります。令和6年度の契約は限定的なものとする必要があります。」（原
文ママ）

については争う。

前記2(1)イで弁明したとおり、区は適正な選定を行ったものであり、
本「自立相談支援事業等業務委託」契約の締結は正当なものであるた
め、住民監査請求人の主張する「プロポーザル選定結果にもとづく契約
を継続して行うことを中止し、次年度以降はあらためてプロポーザルを
やりなおす」必要はなく、また、令和6年度の「契約は限定的なものと
する」必要もない。

3 本件措置請求に関する意見

前記「2 本件措置請求に対する認否及び弁明」のとおり、本件契約の締結
に不当な点はないことから、「区は今般プロポーザルにもとづく契約を令和6
年度に限定し、今般プロポーザルを前提とせずに、令和7年度以降に適切な事
業者を選定すべきである」との本件措置請求は、却下又は棄却されるべきで
ある。

以上